

令和 8 年(2026 年)3 月 9 日

市内在住の保育施設在籍児童の保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

保育料決定通知書の省略について(お知らせ)

平素より本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市ではこれまで、毎年 4 月および 9 月に、「教育・保育給付認定及び利用者負担額決定通知書」(以下、「通知書」という。)を保護者の皆様へ発行しておりました。

令和 7 年 9 月から開始された保育料の完全無償化に伴い、保育料は卒園まで 0 円となることから、令和 8 年 4 月から通知書の送付を一部省略させていただきます。

下記のと通りの取扱いとなりますので、御理解の程よろしく願いいたします。

記

1 毎年 4 月・9 月に発行していた通知書の送付について
送付を省略します。

2 教育・保育給付認定の変更に伴う通知書の送付について
従前どおり認定の変更手続きをされた方へ個別に送付します。

3 保育料決定通知書が必要な場合について
勤務先への提出等のために令和 8 年 4 月以降の通知書が必要な場合は、下記のリンクまたは
二次元コードから『保育料決定通知書発行手続きフォーム』へアクセスし、通知書の発行をお申し込み
ください(注意事項を必ず御確認ください)。お申し込みから 1 週間程度でご自宅へ郵送します。
【リンク】 <https://logoform.jp/f/Uk7Pz>

4 副食費免除通知について(3~5 歳児クラスのお子様)
従前どおり対象の方へ個別に送付します。

御不明な点は、問合せ先まで御連絡ください。



【問合せ先】

八王子市 子ども家庭部 保育幼稚園課 総務・徴収担当
TEL:042-620-7247 (土・日・祝日を除く 8:30~17:00)